２　前項の場合において、当該市町村に係る市町村道（改正法第一条の規定による改正前の法第百七十七条の六第一項に規定する市町村道をいう。以下この項において同じ。）の延長又は面積（改正法附則第十条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧規則第九条の十一の規定による補正をした後の延長又は面積をいう。以下この項において同じ。）に錯誤があったことにより生じた錯誤に係る額は、次の算式により得た率（当該率が零を下回るときは当該下回る率とし、小数点以下三位未満の端数があるときはこれを四捨五入する。）を錯誤があった年度において当該市町村に交付し、又は通知した額に乗じて得た額とする。

［算式・挿入］

３　第一項第一号の規定により過少交付額を返還額から減額する場合において、当該減額した額が零を下回るときは、当該市町村に対しては、改正令附則第四条第二項の規定にかかわらず、当該下回る額を交付額とみなして、同条第一項本文の規定を適用する。

４　第一項第二号の規定により過大交付額を交付額から減額する場合において、当該減額した額が零を下回るときは、当該市町村に対しては、改正令附則第四条第一項本文の規定にかかわらず、当該下回る額を返還額とみなして、同条第二項の規定を適用する。

５　第一項の場合においては、同項各号に規定する錯誤を発見した年度又はその翌年度における各市町村に係る交付額又は返還額は、当該年度における改正令附則第四条第一項の規定を適用して計算した同項に規定する算定額（以下この項において「算定額」という。）から過少交付額を減額し、及びこれに過大交付額を加算して得た額を当該年度における算定額として、同条第一項又は第二項第一号の規定により計算するものとする。

６　第二項の錯誤に係る額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもって、当該錯誤に係る額とする。

７　旧規則第十六号の四十三様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（固定資産税に関する経過措置）

第五条　別段の定めがあるものを除き、新規則の規定中固定資産税に関する部分は、令和八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和七年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

２　市町村は、法第三百四十一条第十号及び第十一号に規定する土地課税台帳及び土地補充課税台帳（法第三百八十一条第八項の規定によるみなす土地補充課税台帳を含む。）の様式については、新規則第二十四号様式にかかわらず、令和十三年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

３　市町村は、法第三百四十一条第十二号及び第十三号に規定する家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳の様式については、新規則第二十五号様式にかかわらず、令和十三年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

４　市町村は、法第三百六十四条第三項に規定する課税明細書の様式については、新規則第二十五号の二様式にかかわらず、令和十三年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

５　法第三百四十一条第十四号に規定する償却資産課税台帳及び法第三百八十三条（法第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定によって市町村長（同項において法第三百八十三条を準用する場合にあっては、道府県知事）に提出すべき償却資産に係る申告書の様式については、新規則第二十六号様式にかかわらず、令和十三年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

６　市町村は、法第三百八十七条第一項の規定によって備えなければならないこととされる土地名寄帳及び家屋名寄帳の様式については、新規則第二十八号様式にかかわらず、令和十三年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

７　地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第八十三号）附則第六条第二項の規定によりなおその効力を有することとされた同令第一条による改正前の地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十一条第八項に規定する車両に対して課する固定資産税については、旧規則附則第六条第二十四項の規定は、なおその効力を有する。

８　地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）附則第十四条第十九項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一条による改正前の法附則第五十六条第十二項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、旧規則附則第二十四条第十二項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第六条　旧規則第三十三号の四の二様式、第三十三号の五様式又は第三十四号様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（地方自治法施行規則の一部改正）

第七条　地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の見出し中「令和三年度から令和八年度までの間」を「令和八年度」に改め、同条中「令和三年度から令和八年度までの間」を「令和八年度」に、「４　地方特例交付金」を「５　地方特例交付金」に、「９　地方特例交付金」を「８　地方特例交付金」に改める。

別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の歳入の表都道府県の目の欄中「１　２　環境性能割　種別割」を「１　軽自動車税」に改め、同表市町村の目の欄中「１　２　環境性能割　種別割」を「１　軽自動車税」に改め、同表都道府県の欄中「２　地方消費税清算金」を「１　地方消費税清算金」に、「１　地方消費税清算金」を「１　地方消費税清算金」に、「２　利子割清算金」を「１　利子割清算金」に、「１　利子割清算金」を「１　利子割清算金」に、「３　地方消費税清算金」を「１　地方消費税清算金」に改め、同表市町村の欄中「２　地方消費税清算金」を「１　地方消費税清算金」に、「１　地方消費税清算金」を「１　地方消費税清算金」に、「２　利子割清算金」を「１　利子割清算金」に、「１　利子割清算金」を「１　利子割清算金」に、「３　地方消費税清算金」を「１　地方消費税清算金」に改め、同表都道府県の款の欄中「15　都（道府県）債」を「16　都（道府県）債」に改め、「３　地方譲与税」の款から「14　諸収入」の款までを１号ずつ繰り下げ、同表都道府県の欄中「２　地方消費税清算金」を「１　地方消費税清算金」に、「１　地方消費税清算金」を「１　地方消費税清算金」に、「２　利子割清算金」を「１　利子割清算金」に、「１　利子割清算金」を「１　利子割清算金」に、「３　地方消費税清算金」を「１　地方消費税清算金」に改め、同表市町村の欄中「２　地方消費税清算金」を「１　地方消費税清算金」に、「１　地方消費税清算金」を「１　地方消費税清算金」に、「２　利子割清算金」を「１　利子割清算金」に、「１　利子割清算金」を「１　利子割清算金」に、「３　地方消費税清算金」を「１　地方消費税清算金」に改め、同表都道府県の欄中「１　自動車税